

## 浜田市水産物ブランド化戦略会議ブランド名使用規約

### (目的)

第1条 この規約は、浜田市水産物ブランド化戦略会議（以下「戦略会議」という。）が商標登録を行った指定商品第29類、第31類のブランド名称“どんちっち”（以下「ブランド名」という。）の使用に関して必要な事項を定め、ブランド名の普及と浜田市地域の水産物の付加価値向上を図ることを目的とする。

### (申請者の資格)

第2条 自社の商品、広告物、包装紙などの印刷物や商品パッケージ等においてこのブランド名を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市内に事業所又は住所若しくは居所を有する者、又は、浜田市内に事業所を有する業者と取引のある事業所であることを原則とする。

### (使用許可の申請)

第3条 申請者は、あらかじめ浜田市水産物ブランド化戦略会議ブランド名使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、戦略会議に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）
- (2) 申請者の概要を示すもの
- (3) 浜田漁港で水揚げされた証明（商品履歴等）するもの
- (4) その他戦略会議が必要と認める書類

### (使用許可の規準)

第4条 前条の規定による使用許可の申請があった場合において、戦略会議がその内容を適当と認めたときは、第5条の規定により当該使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 第1条の趣旨に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 戦略会議の事業又は戦略会議が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められたとき。
- (3) 戦略会議のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められたとき。

- (4) ブランド名を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (5) 品質等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (6) ブランド名の使用の結果が確認できないと認められるとき。
- (7) 社会通念上許可することが不相当と認められるとき。
- (8) その他戦略会議が許可することが不相当と認められるとき。

(使用許可)

第5条 戦略会議は、第3条に規定する申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、浜田市水産物ブランド化戦略会議ブランド名使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 戦略会議は、前項の許可決定をした場合は、使用許可の決定を受けた者(以下「使用者」という。)を使用者名簿に登録するものとする。

(使用不許可)

第6条 戦略会議は、第3条に規定する申請を許可することが不相当と認めるときは、不許可の理由を付し申請者に書面で通知するものとする。

(使用登録料)

第7条 戦略会議は、第5条第2項に規定する登録を行うにあたり、使用登録料を当分の間無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、ブランド名を使用するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに戦略会議に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (2) ブランド名を使用する際には、商品等に「“どんちっち”とは浜田漁港で水揚げされた魚の名称であり、“どんちっち”は浜田市水産物ブランド化戦略会議の登録商標です。」という旨の文書を明記すること。
- (3) ブランド名の所有権、著作権を侵害する行為をしないこと。
- (4) ブランドキャラクターの使用については、事前に協議すること。

(5) この規約に反する使用又はブランド名のイメージを著しく害する使用をしないこと。

(6) 使用許可を受けた目的以外の目的にブランド名を使用し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするとき、又はブランド名の新たな使用を受けようとするものは、第3条に規定する申請を行い、戦略会議の許可を受けるものとする。

(使用許可の取消し等)

第10条 戦略会議は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことも含めた処分を検討し、その処分の内容の理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

(1) 第4条又は第8条に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

(3) 第1号に定める場合の他、この規約に違反していると認められるとき。

2 前項の規定により処分を受けた者は、その処分期間内の当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 戦略会議は、処分を受けた者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 戦略会議は、処分を受けた者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより戦略会議に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 使用者は、毎年度、戦略会議が定める日までに、浜田市水産物ブランド化戦略会議ブランド名使用状況報告書(様式第3号)を戦略会議に提出するものとする。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、ブランド名の使用に関する事項は、戦略会議が別に定める。

附 則

この使用規則は、平成 15 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この使用規則は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。